

東郷町公共用物管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																										
<p>東郷町公共用物管理条例 平成14年12月23日条例第23号</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の徴収方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、別表第3欄に掲げる単位のうち使用の期間が1日又は1月の使用物件に係る使用料は、前項に規定する許可の日から1月以内に前項の納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。</u></p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件の種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">占用料 (単位 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td style="text-align: center;">第1種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">2,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">940</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の柱類</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100		き		第2種電柱	1本1年につき	1,600		き		第3種電柱	1本1年につき	2,200		き		第1種電話柱	1本1年につき	940		き		第2種電話柱	1本1年につき	1,500		き		第3種電話柱	1本1年につき	2,100		き		その他の柱類		1本1年につき	94	<p>東郷町公共用物管理条例 平成14年12月23日条例第23号</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 (使用料の徴収方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件の種類</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">占用料 (単位 円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td style="text-align: center;">第1種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">930</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種電柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">830</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3種電話柱</td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の柱類</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1本1年につき</td> <td style="text-align: center;">83</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	930		き		第2種電柱	1本1年につき	1,400		き		第3種電柱	1本1年につき	1,900		き		第1種電話柱	1本1年につき	830		き		第2種電話柱	1本1年につき	1,300		き		第3種電話柱	1本1年につき	1,800		き		その他の柱類		1本1年につき	83
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)																																																																																								
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,100																																																																																								
		き																																																																																									
	第2種電柱	1本1年につき	1,600																																																																																								
		き																																																																																									
	第3種電柱	1本1年につき	2,200																																																																																								
		き																																																																																									
	第1種電話柱	1本1年につき	940																																																																																								
		き																																																																																									
第2種電話柱	1本1年につき	1,500																																																																																									
	き																																																																																										
第3種電話柱	1本1年につき	2,100																																																																																									
	き																																																																																										
その他の柱類		1本1年につき	94																																																																																								
占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)																																																																																								
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	930																																																																																								
		き																																																																																									
	第2種電柱	1本1年につき	1,400																																																																																								
		き																																																																																									
	第3種電柱	1本1年につき	1,900																																																																																								
		き																																																																																									
	第1種電話柱	1本1年につき	830																																																																																								
		き																																																																																									
第2種電話柱	1本1年につき	1,300																																																																																									
	き																																																																																										
第3種電話柱	1本1年につき	1,800																																																																																									
	き																																																																																										
その他の柱類		1本1年につき	83																																																																																								

		き	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	6
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	920
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル	170

		き	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	8
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	地上に設ける変圧器	1個1年につき	810
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	500
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	690
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,700
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	35
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	50
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	74
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	99
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル	150

	0.3メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートル	230
	0.4メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.4メートル以上	長さ1メートル	400
	0.7メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.7メートル以上	長さ1メートル	570
	1メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		使用面積1平方メートル1年につき	1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	680
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,900

	0.3メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートル	200
	0.4メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.4メートル以上	長さ1メートル	350
	0.7メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が0.7メートル以上	長さ1メートル	500
	1メートル未満のもの	ル1年につき	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	990
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		使用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路（階数に関係なし）	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき Aに0.01を乗じて得た額
		地下に設ける通路（階数に関係なし）	使用面積1平方メートル1年につき
	地下に設ける通路（階数に関係なし）	使用面積1平方メートル1年につき	500
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700

			方メートル1 年につき	
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの その他のもの	使用面積1平 方メートル1 日につき		23
		使用面積1平 方メートル1 月につき		230
令第7条第1 号に掲げる物 件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設 けるもの 表示面積1平 方メートル1 月につき		230
	その他のもの	表示面積1平 方メートル1 年につき		2,300
	標識	1本1年につ き		1,500
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの その他のもの	1本1日につ き 1本1月につ き	23 230
	幕(令第7条 第4号に掲 げる工事用 施設である ものを除	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの	その面積1平 方メートル1 日につき	23

			方メートル1 年につき	
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設		使用面積1平 方メートル1 年につき		1,700
令第7条第1 号に掲げる物 件	看板	表示面積1平 方メートル1 年につき		1,700
	標識	1本1年につ き		1,300
	その他のもの	占用面積1平 方メートル1 年につき		1,700

	く。)	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	230
	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	2,300
		その他のもの	1 基 1 月につき	1,100
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,900
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			使用面積 1 平方メートル 1 月につき	230
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			使用面積 1 平方メートル 1 月につき	190
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0.024 を乗じて得た額

令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,700
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物			使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,700

		方メートル1	乗じて得た額
		年につき	
地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.005を乗じて得た額
		年につき	
に設けるもの	階数が2のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.008を乗じて得た額
		年につき	
	階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.01を乗じて得た額
		年につき	
	その他のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.034を乗じて得た額
		年につき	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	使用面積1平方メートル	Aに0.015を乗じて得た額
		年につき	
	その他のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.01を乗じて得た額
		年につき	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	使用面積1平方メートル	Aに0.024を乗じて得た額
		年につき	
	その他のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.01を乗じて得た額
		年につき	
令第7条第11号	トンネルの上又は高架の上	使用面積1平方メートル	Aに0.015を乗じて得た額
		年につき	

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	使用面積1平方メートル	近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額
		年につき	
	その他のもの	使用面積1平方メートル	近傍類似の土地の時価に0.013を乗じて得た額
		年につき	
令第7条第11号	上空、トンネルの上又は高架の上	使用面積1平方メートル	近傍類似の土地の時価に0.015を乗じて得た額
		年につき	

号に掲げる応急仮設建築物	道路の路面下に設けるもの	方メートル1年につき	乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額

号に掲げる応急仮設建築物	高架の道路の路面下に設けるもの	方メートル1年につき	地の時価に0.018を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額

備考

1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6

備考

1 表示面積、使用面積若しくは使用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

<p><u>条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p>	
<p>2 <u>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p>	<p>2 <u>使用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</u></p>
<p>3 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p>	<p>3 <u>第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p>
<p>4 <u>Aとは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。</u></p>	<p>4 <u>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p>
<p>5 <u>表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</u></p>	<p>5 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p>
<p>6 <u>使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</u></p>	
<p>7 <u>使用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。</u></p>	